

北海道中学校体育大会における外部指導者に係る細則

北海道中学校体育連盟

【基本的な考え方】

現在、部活動は生涯にわたってスポーツに親しむ資質・能力の育成や態度の涵養、健康の保持増進や体力の向上を図るため、生徒の自主的・自発的な活動の機会を保障することを目的とし、学校教育活動の一環として行われている。

北海道中学校体育連盟においては、その趣旨や部活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、北海道中学校体育大会（以下「全道大会」という。）における大会要項等に基づいた外部指導者の権限を認める。ただし、当連盟は、生徒の健全育成を目的に取組を進めていることから、勝利至上主義的な考えに立った外部指導者は導入するべきではないと考える。

学校長においては、基本的な考え方の趣旨や各学校の実情を踏まえ、十分検討した上で、適任と認めた者と契約すること。

【総則】

- 1 本細則における「外部指導者」とは、学校教育活動をよく理解し、当該学校の校長が適切であると認めた成人であり、日頃から指導にあたっている者とする。（4月1日現在で18歳以上であること。ただし、引率の要件はその限りではない）
なお、事前に校長との間で外部指導者としての契約がなされていること。
- 2 本細則に基づく外部指導者の生徒引率及び監督業務（以下「引率等」という。）は、当該学校職員による生徒引率が困難であると学校長が判断し、かつ、当該学校を設置する市町村の教育委員会が引率等を認める場合に限り認めるものとする。

【外部指導者の登録について】

- 1 外部指導者の区分について、主に学校内で指導する者（A登録）、主に学校外で指導する者（B登録）に分けて登録する。
なお、B登録者は複数校登録を可とするが、団体種目及び団体戦の複数校のベンチ入りは不可とする。
- 2 外部指導者の申請については、地区の実態を把握するために、年度ごとの登録制とする。期限については、各地区中体連の登録を6月上旬までに終え、6月末までに期日厳守で道中体連事務局に報告する。ただし、冬季種目については11月末までを期限とする。
- 3 上記期限を過ぎての追加登録は認めない。ただし*申請内容の変更手続きについては、所定の用紙をもって「当該学校→地区中体連事務局→道中体連事務局」の流れで変更申請をする。また、主に学校外で指導する者（B登録）の上記期限を過ぎての登録校の追加については、選手の競技中における安全面の確保及びパフォーマンスの保障を考慮し、個人競技に限り認める。

※申請内容の変更 ・登録した外部指導者の交替
・B登録の場合、登録校の追加

【引率等の要件】

引率等を行う外部指導者は、次の事項を全て満たさなければならない。

- 1 当該引率等を行う部活動での指導等業務について、当該市町村教育委員会又は当該学校と書面による契約を締結していること。
- 2 当該引率等を行う部活動において、日常的に生徒への指導等を行っていること。
- 3 当該学校において、引率等を行う者について、上記【外部指導者の登録について】に定める登録を行っていること。
- 4 引率等を行う外部指導者を対象とするスポーツ安全保険に加入していること。
- 5 当該引率等を行うことについて、市町村教育委員会又は学校から書面による依頼を受けていること。なお、1人の外部指導者が複数校の生徒をまとめて引率することは、生徒の安全確保の観点から、不可とする
- 6 当該引率等の依頼を受けた時点において、20歳以上であること。

【留意事項】

1 外部指導者の取扱いについて

- (1) 部活動の運営に係る責任者は、当該学校の校長・教員・部活動指導員が担うものであり、責任者による指示等の関与なく、外部指導者が単独で部活動を実施することはできないこと。
なお、外部指導者による生徒引率においても、部活動の運営責任者と外部指導者との連絡体制を整えるなどして、学校からの依頼等に基づき、責任者の監督下で行うものであることを明確にする必要があること。
- (2) 市町村教育委員会において、外部指導者による生徒引率を認めるに当たっては、生徒及び外部指導者が不利益を被ることがないように、事故発生時の対応や補償、学校と外部指導者の連絡体制等に関し適切な措置を講じる必要があること。
- (3) 外部指導者の年齢要件について、本細則では「18歳以上」としているが、全国中学校体育大会の引率細則では「20歳以上」と定められていることを踏まえ、各学校においては、実情に応じた適任者と契約すること。
- (4) 外部指導者は、大会会場等への移動時においては、生徒の安全に十分留意して誘導を指揮し、試合会場等においては、適切に生徒指導を行うこと。
- (5) 競技中のベンチ内における権限は、各種目の大会要項及び「外部指導者の押さえと権限」の範囲内であること。
- (6) 各大会会場においては、施設における使用上の決まり、各競技のルールやマナーを遵守するなど、生徒を指導する立場として責任ある行動をとること。

2 各中体連（各中学校）として考慮すべき事項

- (1) 外部指導者が、学校に無断で生徒への指導を行うことがないように指導の徹底を図ること。
- (2) 日頃から、活動顧問等と外部指導者が意見交換を行い、連携の強化を図ること。
また、生徒への適切な指導に向け、研修を実施するなどして、学校部活動の位置付けや教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生時の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）はいかなる場合も許されないことなどの指導上留意すべき事項の定着を図ること。

平成 18 年 5 月 18 日改正
平成26年 5 月 8 日一部改正
平成30年11月 2 日一部改正
令和元年 5 月 8 日一部改正
令和 4 年11月 7 日一部改正
令和 5 年 5 月 2 日一部改正
令和 6 年 5 月 2 日一部改正
令和 7 年 4 月28日一部改正